

6. その他

(4) 地方自治法上の争訟に関する調 (平成30年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)

ア 不服申立ての事例

① 都道府県分

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30.4.27	H30.8.10	棄却	請求人のタクシー通院の必要性に関して、主治医意見を踏まえ嘱託医に協議の上、医療扶助検討を行った結果、請求人は「電車・バス等の利用が著しく困難な者」に該当するとまではいえないとして原処分を行ったことが認められることから、法令等の規定に従って適正に行われたものといえることができ、違法又は不当な点を認めることはできない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	費用徴収処分に対する不服	H30.5.1	R1.7.3	棄却	本件未申告金は、請求人の収入でないと認めるに足りる客観的な証拠がないことから請求人の収入であるといわざるを得ず、また、請求人が処分庁に全く申告を行わなかったことは届出義務に違反し、不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当であるから、法第78条を適用した原処分に違法又は不当な点を認めることはできない。	訴訟中	
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	費用徴収処分に対する不服	H30.6.9	H30.11.15	棄却	処分庁は請求人に対し複数回にわたり本件年金に係る届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらず、これに請求人が応じなかったのであるから、法第61条による収入の届出義務に明らかに違反したものと認められ、不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当であるから、法第78条第1項を適用した原処分に違法又は不当な点を認めることはできない。	再審査請求	
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	H30.6.10	R1.6.24	処分取消	請求人が保有していた本件保有金の大部分は処分庁の過失による保護費過払額に相当するものであるところ、本件においては処分庁の指導を要因として本件保有金が消費されたことにより請求人には返済資力がなかったという事情が認められ、処分庁は、当該事情を考慮して返還額を決定すべきであったにもかかわらず、原処分に至るまでの間、当該事情を十分に考慮したと認めるに足りる証拠はなく、原処分は法第63条の趣旨及び処理基準に照らして著しく妥当性を欠くものであることから、法令等の適用を誤った違法又は不当なものと言わざるを得ない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	H30.6.12	H30.11.16	棄却	本来の要返還額から控除できるのは当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合とされているが、本件賠償金を返還させることが請求人の自立を著しく阻害すると認めるに足りる証拠はなく、請求人から自立のための具体的な資金の活用計画の提出もされていないから、本件賠償金の全額を返還額とした原処分が違法又は不当な点はない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	返還処分に対する不服	H30.6.30	R1.9.25	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていなかったことから、審査庁が補正を命じたところ、請求人は、審査請求に係る処分や、処分と請求理由との関わり及び処分の取消しを求める趣旨であるのか明らかでない補正書を提出しており、不備が補正されなかったことが認められ、本件審査請求は不適法なものであるから、法第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	費用徴収処分に対する不服	H30.8.23	R2.2.4	棄却	請求人は、収入申告義務や費用徴収処分などの説明されていたにも関わらず、本件給付金について収入申告義務を履行せず、消極的に事実を故意に隠ぺいしたことから、不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当であり、法第78条第1項を適用した原処分が違法又は不当な点はない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	移送費に対する不服	H30.9.2	R2.2.4	却下	本件審査請求は、審査庁の定めた期間内に必要的記載事項の不備が補正されず不適法であるから、法第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	家具什器費に対する不服	H30.9.2	R2.2.4	却下	本件審査請求は、審査庁の定めた期間内に必要的記載事項の不備が補正されず不適法であるから、法第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更申請却下処分に対する不服	H30.9.4	H31.1.15	棄却	長女は被保護世帯員ではなく、また、危篤に陥っているとは認められないことから、未成年であるため医療機関における長女の検査に親権者である請求人の承諾書が必要であったとしても、長女の付き添いで行った病院までの交通費は、一時扶助に係る移送費の支給要件を満たすものではなく、経常的最低生活費の範囲内において賄われるべきものといわざるを得ないことから、支給要件に該当しないとされた原処分が違法又は不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30.9.19	R1.12.26	処分取消	処分庁は手帳が更新されなかったことのみを根拠として障害者加算を削除しているが、加算の認定は障害の程度を確認して行うものであり、手帳はそれを確認する方法の一つに過ぎないのであるから、加算を削除するのであれば、手帳が更新されなかった理由が加算の対象に該当しないほどに障害の程度が軽減されたことによるものであるかどうかを、医師の診断書その他の方法により確認した上で行うべきであり、こうした確認をすることなく行われた各原処分は、処理基準に反する違法な処分であるといわざるを得ない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30.10.30	R2.2.26	却下	支払保留となった保護費については既に支給されているのであるから、請求人に原処分の取消しを求める法律上の利益はなく、本件審査請求は不適法なものとして却下を免れない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更申請却下処分に対する不服	H30.11.19	R1.7.2	棄却	市内には請求人が未受診の医療機関があることが認められ、請求人が求める検査及び薬の処方については、処分庁の嘱託医師から、精神科診療で使用頻度の高い検査及び精神科診療で一般的に用いられている薬であって、市内の医療機関においても広く行われている検査及び処方されている薬であるから、他市内の病院でなければ請求人の求める医療を提供することができないとまではいえないとの専門的判断が示されており、移送費の支給を認めるまでの必要性はないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30.12.19	H31.4.22	棄却	原処分は、保護基準に基づき算定された最低生活費から適正な収入充当額を差し引いた額を扶助額とするものであり、違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	H31.2.28	R2.6.3	処分取消	処分庁は、本件示談金は、保護実施上容認できない行為である自動車の運転に起因していることから、保護の処理基準の趣旨に鑑み、自立更生費として認定することは適切ではないとして原処分を行っているが、自動車の使用制限に従わなかったことに対する対応は、指導指示違反の問題として扱われるべきであり、自立更生費の認定とは関わりがないものであることから、原処分は処理基準に基づかずに行われた違法な処分であるといわざるを得ない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	R1. 7. 1	R2. 5. 18	棄却	本件保険金収入から必要経費として認めた文書料740円を控除した額が8,000円を超えていたため、その超える額を収入として認定した上で、灯油タンク購入代については自立更生費として控除し、請求人の自立更生を著しく阻害するとまでは認められないとし入院諸雑費及び慰謝料を返還額から控除しなかった原処分は、保護の処理基準に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。	控訴中（一審被告勝訴）	
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	R1. 7. 22	R2. 7. 28	処分取消	処分庁は、46か月間にわたり請求人に補足給付による家賃助成が支給されていた事実を把握していなかったのであるから、請求人の生活状態について適切な調査が行われていたものとは認めがたく、平成27年7月及び8月の保護費について返還を求めることは適法かつ正当であると認められるものの、当該期間を除いた保護費の返還を求めた部分に係る処分庁の判断は違法なものであるといわざるを得ない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更申請却下処分に対する不服	R1. 8. 12	R2. 12. 3	棄却	処分庁は請求人世帯に特に通常より広い居室を必要とする者はいないと確認しており、また、請求人自身が、同市において世帯人員別の限度額の範囲内の家賃で借りられる住居が存在することを認めていることから、保護の処理基準に該当しないとして特別基準の設定による住宅扶助の認定に係る部分を却下した処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められない。また、最低生活の保障という法の趣旨及び目的に鑑みると、特別基準額を超えた住居への転居についてまで転居費用の支給に係る部分敷金等を認定することを予定していないことから、転居費用の支給に係る部分を却下した処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	費用徴収処分に対する不服	R2. 1. 30	R2. 11. 4	棄却	請求人からは本件入金が自己の収入でないことを裏付ける証拠が提出されていないことから、本件入金を請求人自らが任意に使用できなかったような特段の事情は認められず、本件入金は請求人の収入と解するのが相当であり、収入申告義務の説明を受けていたにも係わらず虚偽の収入申告をしていたことから、請求人が不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当であり、原処分は違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	R2. 2. 13	R2. 7. 21	棄却	原処分による返還額は請求人へ支給された保護費の総額を上回るものではないから、本件休業補償金の額から8,000円を控除した額を返還額と決定した原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更申請却下処分に対する不服	R2. 4. 5	R2. 4. 5	棄却	家電リサイクル料金は、保護の処理基準に照らし一時扶助費のいずれの支給要件にも該当しないとして原処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	R2. 5. 1	R3. 1. 15	棄却	原処分は保護基準に基づき適正に算定された最低生活費から適正な収入認定による収入充当額を差し引いた額を保護費としたものであり、違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	R2. 6. 19	R3. 3. 11	棄却	処分庁の所管する区域内に請求人の居住事実がないことから、処分庁は請求人に対する保護の実施責任を有していなかったと認められ、本件大学への進学をもって請求人の保護を廃止した原処分には、取り消すべき違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更申請却下処分に対する不服	R2. 8. 10	R3. 2. 26	処分取消	本件灯油タンクの修理は、「現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合」に該当し、住宅維持費の支給対象になると考えられるところ、これを認めなかった処分庁の判断は、裁量権の範囲を逸脱したものといわざるを得ない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護過誤払金返納処分に対する不服	R3. 1. 21	R3. 3. 11	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていなかったことから、審査庁は補正を命じたが、請求人は補正期限までに何らの補正もしなかったことが認められるため、第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金に係る督促処分に対する不服	R3. 3. 5	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更申請却下処分に対する不服	R3. 3. 8	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金に係る督促処分に対する不服	R2. 8. 23	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分及び生活保護廃止処分に対する不服	R2. 12. 3	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	H30. 5. 1	H30. 12. 6				取下
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H31. 1. 18	H31. 3. 14				取下
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H31. 2. 25	H31. 4. 18				取下
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H31. 2. 27	R1. 5. 26				取下
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護費返還処分に対する不服	R2. 1. 15	R2. 4. 28				取下
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分に対する不服	R2. 8. 4	R2. 8. 13				取下
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30. 11. 22	R2. 3. 24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30. 11. 22	R2. 3. 24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30. 11. 22	R2. 3. 24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30. 11. 22	R2. 3. 24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.12.25	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.12.11	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとりた適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	H30.11.22	R2.3.24	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1.12.3	R3.3.17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1.12.3	R3.3.17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1.12.3	R3.3.17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1.12.3	R3.3.17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1.12.3	R3.3.17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 17	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する 不服（集団審査請求）	R1. 12. 16	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R1. 12. 3	R3. 3. 17	棄却	最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				

















都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 10. 3	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 30	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 30	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 30	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 30	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 30	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				





都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 26	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 26	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服（集団審査請求）	R2. 11. 27	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	農地法第18条の規定に基づく農地の賃貸借解除の不許可処分の取消しを求める。	H30. 6. 27	H31. 3. 28	却下	審査請求後、賃貸借契約を合意解約したため請求は不適法となった。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	農地法第18条の規定に基づく農地の賃貸借解除の不許可処分の取消しを求める。	R2. 11. 19	係属中				
北海道	第206条 第2項	審査請求	知事	処分は、重きに失して不当であり、裁量権の逸脱濫用があり、違法である。	R1. 7. 10					R2. 6. 9取下げ
計	申立て	559件					却下 6件 棄却 368件 処分取消 5件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 3件	
茨城県	第206条	審査請求	知事	退職手当支給制限処分を取り消すとの裁決を求める。	H30. 10. 9	R2. 9. 18請求 取下げ			H30. 10. 9 出訴 R2. 9. 18 請求取下げ	
計	申立て	1件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
群馬県	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する審査請求	R3. 3. 12					
計	申立て	1件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
埼玉県	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H30. 6. 19	R3. 3. 24	棄却	審査請求人の主張に理由がなく、本件処分は適法かつ妥当なものと認められるため、審査請求を棄却するとの裁決を行うもの。		
埼玉県	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	R1. 5. 27	審査中				
埼玉県	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	R2. 12. 28	審査中				懲戒免職処分についても審査請求中



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
埼玉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分及び児童手当認定処分は不当である。	H30. 4. 20	H31. 3. 25	棄却	本件処分は、法令等の定めに従って適正になされたものであるため違法性または不当な点は認められない。		
埼玉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当支給停止処分は不当である。	H30. 12. 20	R1. 7. 30	棄却	本件処分は、法令等の定めに従って適正になされたものであるため違法性または不当な点は認められない。		
埼玉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当全部支給停止処分は不当である。	H31. 2. 1	R1. 10. 4	棄却	本件処分は、法令等の定めに従って適正になされたものであるため違法性または不当な点は認められない。		
埼玉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅通知は不当である。	R1. 8. 26	R2. 3. 26	処分取消	本件処分通知からでは、本件処分がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して行われたか了知することができず、理由提示の要件を欠いた違法な処分であるため、取り消しを免れない。		
埼玉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分及びひとり親家庭等医療費支給停止処分は不当である。	R1. 11. 28	R2. 8. 26	棄却	本件処分は、法令等の定めに従って適正になされたものであるため違法性または不当な点は認められない。		
埼玉県	第255条の2第1項第6号	審査請求	知事	児童扶養手当の一部支給停止処分は不当である。	R2. 1. 12	R2. 10. 26	棄却	本件処分は、法令等の定めに従って適正になされたものであるため違法性または不当な点は認められない。		
埼玉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅通知は不当である。	R2. 4. 5	R2. 12. 18	棄却	本件処分は、法令等の定めに従って適正になされたものであるため違法性または不当な点は認められない。		
埼玉県	第255条の2第1項第3号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅通知は不当である。	R2. 6. 23	R3. 2. 22	棄却	本件処分は、法令等の定めに従って適正になされたものであるため違法性または不当な点は認められない。		
計	申立て	11件					却下 0件 棄却 8件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	H30. 4. 12	H30. 8. 1	処分取消	裁量権の逸脱又は濫用があり、違法である。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分の取消しを求める	H30. 4. 17	R2. 6. 18	処分取消	理由の提示に重大な瑕疵があり、違法である。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	H30. 4. 19	R2. 7. 17	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による一時扶助決定の取消しを求める	H30.5.21	H30.7.26	却下	不備が補正されない審査請求であり、又は法律上の利益がない者により行われた審査請求であるから、不適法である。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による廃止決定及び費用返還決定の取消しを求める	H30.6.1	R2.7.6	処分取消	廃止決定は、考慮すべき事情を十分に考慮しておらず、違法である。費用返還決定は、廃止決定が違法である以上、処分の前提を欠き、違法である。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分の取消しを求める	H30.6.4	R2.3.4	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	H30.6.13	H30.8.21	却下	対象となる処分が存在しないこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	農地法3条不許可処分の取消しを求める	H30.6.20	R2.3.18	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	H30.7.13	H30.10.9	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	H30.8.30					H30.10.11付けで取下げ
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	H30.9.18					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	H30.10.1					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による就労自立給付金決定の取消しを求める	H30.10.12	R3.3.3	処分取消	先行する処分の取消しを経ないまま行われた結果、上限額を超える金額の支給決定がされたこととなり、違法である。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.10.15	R2.11.20	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.10.15	R2.11.28	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.10.16					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	H30.10.16	R3.3.10	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.10.26					H30.11.2付けで取下げ
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による一時扶助申請却下の取消しを求める	H30.11.26					H31.1.22付けで取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による支給停止処分の取消しを求める	H30.12.13	R3.3.11	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による支給停止処分の取消しを求める	H30.12.14	R3.1.21	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.12.14					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.12.14					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.12.14					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.12.14					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H30.12.14					H31.1.18付けで取下げ
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による住宅扶助費の支給を求める	H30.12.25	H31.1.30	却下	期間内に不備を補正しない審査請求である。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H31.1.4					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H31.1.4					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H31.1.4					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H31.1.4					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による特例給付の支払差止処分及び時効消滅通知の取消しを求める	H31.1.4	R1.6.5	却下	時効消滅通知は処分性無し。差し止められた特例給付を受ける権利は消滅しているため、審査請求を維持する法律上の利益無し。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅の取消しを求める	H31.1.15					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当法による支給停止処分の取消しを求める	H31.1.17	R3.1.21	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H31. 1. 21	H31. 2. 8	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護費や住宅費の支払いを求める。	H31. 2. 4	H31. 2. 19	却下	作為を求めるものである。 処分性無し。 審査請求をする法律上の利益無し。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による認定請求却下処分の取消しを求める	H31. 2. 6	H31. 2. 27	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分の取消しを求める	H31. 2. 21	R1. 5. 16	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	H31. 4. 1					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	H31. 4. 19					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	H31. 4. 22					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による申請却下処分の取消しを求める	R1. 5. 7	R1. 11. 5	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による支給変更決定の取消しを求める	R1. 5. 7					R1. 8. 1付けで取下げ
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R1. 5. 14	R2. 2. 18	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R1. 6. 7					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による変更決定の取消しを求める	R1. 6. 20	R1. 8. 7	却下	期間内に不備を補正しない審査請求である。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	R1. 7. 8	R1. 12. 26	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R1. 7. 8	R1. 12. 26	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による児童扶養手当支給不許可処分の取消しを求める	R1. 7. 19					R1. 7. 29付けで取下げ
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	R1. 7. 19					

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R1. 7. 24	R1. 8. 7	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による児童手当支給区分変更及び手当返還処分取消しを求める	R1. 7. 25					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による児童扶養手当支給資格認定に係る不作為	R1. 7. 31	R2. 3. 11	却下	不作為の状態が解消された。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による児童扶養手当支給停止処分他の取消しを求める	R1. 8. 5					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	会議結果についての不服	R1. 8. 6	R1. 10. 29	却下	処分性なし。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分取消しを求める	R1. 8. 13	R2. 3. 26	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による廃止決定の取消しを求める	R1. 8. 19					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R1. 8. 21	R1. 10. 29	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による廃止決定の取消しを求める	R1. 9. 17					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による廃止決定の取消しを求める	R1. 9. 5					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による住宅扶助費の支給等を求める	R1. 10. 28					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R1. 11. 14					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による廃止決定の取消しを求める	R1. 11. 18					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	R1. 11. 22					
千葉県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当条例による退職手当支給制限処分取消しを求める	R1. 11. 28	R2. 12. 13	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による児童扶養手当支給停止処分の取消しを求める	R1. 11. 29					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による廃止決定の取消しを求める	R1. 12. 16					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による廃止決定等の取消しを求める	R1. 12. 12					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による児童手当支給事由消滅処分の取消しを求める	R1. 12. 17					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による児童手当支給事由消滅処分の取消しを求める	R1. 12. 18					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当資格喪失処分の取消しを求める	R2. 1. 6					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による一時扶助処分の取消しを求める	R2. 1. 16					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による申請却下処分の取消しを求める	R2. 2. 3					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による児童手当支給事由消滅の取消しを求める	R2. 2. 17					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当資格喪失処分の取消しを求める	R2. 2. 18					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R2. 3. 30	R3. 3. 23	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による転居費用等の保護費での負担を求める	R2. 4. 24	R3. 3. 29	却下	職員の口頭での回答には処分性がない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当法による障害児福祉手当認定請求却下処分の取消しを求める	R2. 4. 30	R3. 3. 5	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護廃止処分の取消しを求める	R2. 5. 12					R2. 6. 5付けで取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定、78条費用徴収の取消しを求める	R2.5.18					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による一時扶助処分の取消しを求める	R2.3.30					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による一時扶助処分の取消しを求める	R2.5.20	R3.3.9	却下	対象となる処分が存在しないこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R2.5.25	R3.3.23	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	R2.6.8					R2.8.19付けで取下げ
千葉県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当条例による退職手当支給制限処分の取消しを求める	R2.6.8					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	精神保健法による措置入院の取消しを求める	R2.6.22					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	廃棄物処理法による措置命令の取消しを求める	R2.6.23					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	R2.7.13					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R2.7.17					R2.9.3付けで取下げ
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R2.7.22					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	R2.7.31	R3.3.9	却下	処分が取り消されたため、取消しを求める対象を欠くこととなった。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による申請却下処分の取消しを求める	R2.8.3					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R2.8.21					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分の取消しを求める	R2.9.11					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による支給停止処分の取消しを求める	R2.9.14					

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による費用返還決定の取消しを求める	R2. 10. 28	R3. 3. 29	却下	審査請求期間を徒過。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当法による支給停止処分の取消しを求める	R2. 11. 10					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による支給停止処分の取消しを求める	R2. 12. 28					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による支払差止処分の取消しを求める	R2. 12. 28					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による支給停止処分の取消しを求める	R3. 1. 13					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法による支給停止処分他の取消しを求める	R3. 1. 4					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	R2. 12. 22					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	R2. 12. 22					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	R3. 1. 19					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護廃止決定他の取消しを求める	R3. 1. 14					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分の取消しを求める	R3. 1. 25					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	R3. 2. 2					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護変更決定の取消しを求める	R3. 2. 15					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分の取消しを求める	R3. 2. 15					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	R3. 2. 16					



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当法による資格喪失処分の取消しを求める	R3. 2. 26					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法78条費用徴収の取消しを求める	R3. 2. 24					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法による支給事由消滅処分の取消しを求める	R3. 3. 17					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による移管手続が進まないことに対する不服	R2. 11. 18					
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法による収入申告の処理に対する不服	R2. 11. 18					
千葉県	第118条第5項	審査の申立て	知事	議員資格に関する市議会の処分の取消しを求めるもの。	R2. 7. 31	R2. 10. 28	処分取消	市議会が十分な理由を示さずに処分を行ったため。		
計	申立て	117件					却下 26件 棄却 10件 処分取消 5件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
東京都	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	H30. 4. 17	審査中				
東京都	第238条の7第2項	審査請求	知事	休憩所土地使用不許可処分(霊園)に対する不服	H30. 6. 14	R1. 9. 10	棄却	請求人の主張に理由がない、その他違法・不当な点はない。		
東京都	第229条第2項	審査請求	知事	下水道料金納入通知に対する不服	H31. 2. 1	R2. 5. 26	棄却	請求人の主張に理由がない、その他違法・不当な点はない。		
東京都	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	H31. 2. 12	審査中				
東京都	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	R1. 5. 13	審査中				
東京都	第238条の7第2項	審査請求	知事	都立霊園使用者募集における失格処分に対する不服	R2. 11. 27	終了				取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
計	申立て	6件					却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H30.5.7	H30.8.20	却下	不適法(審査請求先違い)		
神奈川県	第255条の2第1項第3号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H30.5.7	H31.2.14	棄却	処分は違法又は不当ではない。		
神奈川県	第255条の2第1項第5号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H31.3.22	R1.12.24	棄却	処分は違法又は不当ではない。		
神奈川県	第255条の2第1項第5号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H31.4.8	R2.2.27	棄却	処分は違法又は不当ではない。		
神奈川県	第255条の2第1項第5号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	R1.6.4	R2.1.10	却下	処分不存在		
神奈川県	第255条の2第1項第5号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	R1.11.14	R3.3.5	処分取消	不正受給額を超える加算部分については違法		
神奈川県	第255条の2第1項第5号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	R2.2.19	R2.9.2	棄却	処分は違法又は不当ではない。		
神奈川県	第255条の2第1項第5号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	R2.4.21	R2.10.20	棄却	処分は違法又は不当ではない。		
神奈川県	第255条の2第1項第7号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	R3.2.24	審査中				
神奈川県	第255条の2第1項第7号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	R3.3.4	審査中				
計	申立て	10件					却下 2件 棄却 5件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
新潟県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H28. 4. 12	R2. 7. 29	棄却	本件処分は、処分庁の裁量権の範囲内において適正に行われたものと認められることから、本件処分の取消しを求める審査請求人の主張は認めることができない。		
計	申立て	1件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
石川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分に対する不服	H30. 5. 28	H30. 7. 30	棄却	審査請求に理由がないことから、請求を棄却する。		
石川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更申請却下処分に対する不服	H30. 6. 26	H30. 8. 31	棄却	審査請求に理由がないことから、請求を棄却する。		H30. 9. 30再審査請求 R2. 2. 21 請求棄却 厚生労働大臣 (内容 原処分に違法又は不当な点は認められないため請求を棄却する。)
石川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法に基づく費用返還決定処分に対する不服	H30. 6. 28	H30. 8. 31	棄却	審査請求に理由がないことから、請求を棄却する。		
石川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分に対する不服	H30. 10. 16	H30. 12. 18	棄却	審査請求に理由がないことから、請求を棄却する。		
石川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分に対する不服	H30. 12. 14	R2. 4. 24	棄却	審査請求に理由がないことから、請求を棄却する。		R2. 5. 25 再審査請求
石川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分に対する不服	R1. 11. 29	R2. 4. 24	棄却	審査請求に理由がないことから、請求を棄却する。		
石川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分に対する不服	R3. 2. 17	審査中				
計	申立て	7件					却下 0件 棄却 6件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
岐阜県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	予防接種法に基づく医療費・医療手当の不支給処分の取消しを求める。	R2. 1. 22	R3. 3. 22	却下	審査請求人には法律上の利益がなく、不適法である。		
岐阜県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法に基づく児童手当・特例給付認定取消処分の取消しを求める。	R2. 5. 22	R2. 12. 25	処分取消	処分庁の判断に違法又は不当な点はないが、行手法14条1項及び3項の求める理由の提示を欠くため、違法である。		
岐阜県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	予防接種法に基づく健康被害救済不支給決定処分の取消しを求める。	R2. 2. 5					
岐阜県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当法に基づく児童扶養手当資格喪失処分の取消しを求める。	R2. 10. 5					
計	申立て	4件					却下 1件 棄却 0件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
愛知県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	R2. 5. 25	審理中				
愛知県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	R2. 7. 20	審理中				
計	申立て	2件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
滋賀県	第127条第3項において準用する第118条第5項	審査の申立て	知事	審査申立人は被選挙権を有さず、市議会議員資格を有しないとの決定を取り消すとの裁決を求める。	H30. 7. 6	H30. 10. 3	処分取消	本件審査の申立てには理由があることから、本件審査の申立てに係る資格決定を取り消す。		
滋賀県	第255条の2第2項	再審査請求	知事	生活保護法に基づく費用等徴収決定の取消し	R1. 5. 7	R2. 2. 27	棄却	本件処分は適法かつ相当であり、本件審査請求には理由がない。		
滋賀県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支払一時差止処分の取消し	R1. 9. 23	R2. 3. 3	却下	児童手当法に基づく届出義務が履行され、一時差止処分の効力が失われたことにより、審査請求を行う法律上の利益が失われた。		
滋賀県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分等の取消し	R2. 7. 27	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
滋賀県	第244条の4 第2項	審査請求	知事	県営住宅入居承継不承認の 取消し	R3. 1. 27	審査中				
計	申立て	5件					却下 1件 棄却 1件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件	提訴有り 0件		
大阪府	127条	審査申立	知事	羽曳野市議会議員選挙の当 選人である申立人が、羽曳 野市の区域内に住所を有し ていなかったことを理由と して、羽曳野市議会が行っ た申立人が被選挙権を有し ないとする決定について、 その取消しを求める	H30. 5. 30	H30. 8. 8	処分取消	申立人は、羽曳野市の居宅を生活の本拠とし ており、同市の区域内に住所を有しており、 被選挙権を有しない者には該当しない		H30年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当の受給事由消滅処 分の取消し	H31. 1. 7	R2. 9. 4	棄却	処分に違法不当な点はない		H30年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当の受給事由消滅処 分の取消し	H31. 2. 4	R2. 3. 8 取下げ				H30年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	H31. 4. 19	R3. 2. 25	棄却	処分に違法不当な点はない		H31年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当受給事由消滅処分 の取消し	R1. 7. 1	審査中				H31年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当受給事由消滅処分 の取消し	R2. 5. 29	審査中				R2年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当受給事由消滅処分 の取消し	R2. 6. 7	審査中				R2年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	R2. 6. 20	R2. 7. 22 取下げ				R2年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当受給事由消滅処分 の取消し	R2. 8. 22	審査中				R2年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当受給事由消滅処分 の取消し	R2. 8. 26	審査中				R2年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当現況届認定処分 の取消し	R2. 10. 13	審査中				R2年度分
大阪府	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	児童手当受給事由消滅処分 の取消し	R2. 11. 5	審査中				R2年度分

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当受給事由消滅処分の取消し	R2.12.4	審査中				R2年度分
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	R3.1.16	審査中				R2年度分
計	申立て	14件					却下 0件 棄却 2件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
兵庫県	第244条の4第2項	審査請求	知事	県営住宅の入居者資格を有するとする処分を受けたが、共益費が家賃とは別に徴収され、減免制度も不備である処分であること等に対する不服。	R3.2.19					
計	申立て	1件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
奈良県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H30.8.23	R1.10.4	棄却	処分庁が退職手当不支給処分を行ったことは相当であったと認められる		
奈良県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H31.2.28	R2.12.21	棄却	処分庁が退職手当不支給処分を行ったことは相当であったと認められる		
計	申立て	2件					却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
鳥取県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分は処分庁の事実誤認又は裁量権の逸脱乱用に基づくものである。	R1.6.11	R2.12.24	棄却	退職手当を一部不支給にとどめる検討をすべき事情はなく、退職手当を全部不支給としたことに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。		
計	申立て	1件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
島根県	第255条の2	審査請求	知事	措置入院処分の取消しを求める。	H30.12.27	R1.7.16	却下	措置入院解除により、原処分の効果は消滅している。		
島根県	第238条の7	審査請求	知事	県営住宅入居者駐車場使用不許可処分の取消しを求める。	H31.2.19					取下げ
島根県	第255条の2	審査請求	知事	障がい支援区分認定処分の取消しを求める。	H31.2.22	R1.10.29	棄却	処分庁の認定は適当である。		
島根県	第255条の2	審査請求	知事	措置入院処分の取消しを求める。	R1.11.2	R2.1.15	却下	補正命令時に措置入院解除が判明、原処分の効果は消滅している。		
島根県	第255条の2	審査請求	知事	予防接種健康被害救済給付の不支給決定処分の取消しを求める。	R2.1.7					回答時点で裁決に至っていない。
島根県	第255条の2	審査請求	知事	措置入院処分の取消しを求める。	R2.4.12	R2.11.17	却下	審査会諮問後、措置入院解除が判明、原処分の効果は消滅している。		
島根県	第255条の2	審査請求	知事	措置入院処分の取消しを求める。	R2.7.8	R3.3.4	却下	措置入院解除により、原処分の効果は消滅している。		
計	申立て	7件					却下 4件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
広島県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支払差止処分の取消しを求める。	H30.7.20					H31.2.19取下
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消しを求める。	H30.12.3					(R3.2.9行政不服審査会答申、未裁決)
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消しを求める。	H31.4.25					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消しを求める。	R1.8.20					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消しを求める。	R2.8.18					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消しを求める。	R2.10.19					

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分取消しを求め る。	R2. 2. 17					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当額改定処分取消しを求め る。	R2. 3. 21					R3. 1. 27取下げ
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分取消しを求め る。	R2. 8. 21					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分取消しを求め る。	R2. 9. 9					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分取消しを求め る。	R3. 3. 21					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	障害児福祉手当認定請求却下処分取消しを求め る。	H30. 4. 17					H30. 7. 17取下げ
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	障害支援区分認定処分取消しを求め る。	H30. 4. 16	R3. 4. 20	棄却	審査請求に理由がないため		
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	障害支援区分認定処分取消しを求め る。	H30. 9. 21					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	障害支援区分認定処分取消しを求め る。	H31. 3. 22					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	訓練等給付費支給申請却下決定処分取消しを求め る。	R1. 12. 3					
広島県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	支給決定・利用者負担額減免等決定処分取消しを求め る。	R3. 1. 8					R3. 4. 9取下げ
計	申立て	17件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
山口県	第255条の2第1項第1号	審査請求	環境大臣	産業廃棄物収集運搬業不許可処分取消し	H30. 6. 12	R1. 6. 5	棄却	法の規定に則してなされた妥当な処分であり、本件審査請求には理由がない。		



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
山口県	第255条の2第1項第1号	審査請求	環境大臣	産業廃棄物収集運搬業許可取消処分の取消し	R1.5.20	R2.6.2	棄却	法の規定に則してなされた妥当な処分であり、本件審査請求には理由がない。		
計	申立て	2件					却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件	提訴有り 0件		
香川県	第255条の2	再審査請求	知事	生活保護法第78条に基づく費用徴収決定処分の取消	H30.11.22	R2.1.8	棄却	処分庁が本件処分を行ったことについて違法・不当はない。		
香川県	第255条の2第2項	審査請求	知事	高等職業訓練促進給付金支給決定取消処分及び高等職業訓練促進給付金返還命令による処分等取消	H29.1.6	H30.2.26	棄却	処分に違法又は不な点が認められない。		
計	申立て	2件					却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件	提訴有り 0件		
長崎県	第206条第2項	審査請求	知事	教育委員会が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分の取消しを求める。	H31.1.9	R3.7.29	棄却	処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。		
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の不認定の取消し	H30.8.23	R1.10.29	棄却	処分庁の処分について何ら違法又は不当な点はなく、審査請求には理由がない。		
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	H30.4.17	R1.5.17	棄却	審査請求の主張は認められないとする処分庁の判断は相当であり、審査請求には理由がない。		審査会諮問なし
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	H30.7.11	R2.2.17	棄却	審査請求の主張は認められないとする処分庁の判断は相当であり、審査請求には理由がない。		
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	R1.9.9	R2.7.8	棄却	審査請求の主張は認められないとする処分庁の判断は相当であり、審査請求には理由がない。		
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	R1.11.5	R2.11.11	処分取消	処分庁の処分について、申請書類の検証が不十分であり、処分は不当。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	R1.12.22	R2.7.8	棄却	審査請求の主張は認められないとする処分庁の判断は相当であり、審査請求には理由がない。		
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	R2.5.27	R2.8.7	棄却	審査請求の主張は認められないとする処分庁の判断は相当であり、審査請求には理由がない。		審査会諮問なし
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	R2.6.22	審査中				
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	R2.8.11	R2.9.23				取下げ
長崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	R2.12.11	審査中				
計	申立て	11件					却下 0件 棄却 7件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
熊本県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当等の全部不支給処分は違法・不当である。	R1.9.30					R2.9.24取下げ
熊本県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当等の全部不支給処分は違法・不当である。	R1.11.29	R3.2.2	棄却	本件処分は、条例等の規定から逸脱したものとは認められない。		
計	申立て	2件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
大分県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法第10条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分に対する不服	R2.1.9	R2.5.11	棄却	本件審査請求には理由がないので棄却する。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
大分県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分に対する不服	R3. 1. 6	審理中				
計	申立て	2件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
宮崎県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	河川法第34条第1項に規定する申請が承認されなかった。	H31. 4. 8	R1. 12. 24	却下	申請を受理しておらず、不適法な審査請求であるため。		
計	申立て	1件					却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
沖縄県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	施設入所負担金決定処分の取消し	R1. 11. 8 R2. 7. 21 (併合)	R2. 11. 25	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められない		
沖縄県	第255条の2第1項第1号	審査請求	国土交通大臣	沖縄県知事のした取消処分は違法であり、かつ、不当である。	H30. 10. 17	H31. 4. 5	処分取消	平成30年8月31日付けで沖縄県知事の行った公有水面埋立承認の取消処分を取り消す(国水政第13号)	関与取消訴訟： R1. 7. 17県提訴 R2. 3. 26最高裁判決(県敗訴) 抗告訴訟： R1. 8. 8県提訴 R2. 11. 27那覇地裁判決(県敗訴) 係争中	
計	申立て	2件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
合計	申立て	788件					却下 41件 棄却 422件 処分取消 17件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 5件	

② 市町村分

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
北海道	札幌市	第206条第1項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分の取消しを求める。	H31.2.28	R2.3.9	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。	R1.11.12 出訴 R2.11.17 札幌地裁判決(棄却) R2.11.26 控訴(札幌高裁)係属中	
北海道	札幌市	第231条の3第5項	審査請求	市長	督促処分の取消しを求める。	R2.1.15	R2.6.19	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。		
北海道	札幌市	第206条第1項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分の取消しを求める。	R3.3.17	審査中				
計	1団体	申立て	3件					却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.4.17	R1.5.8	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.4.17	R1.5.8	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.7.20	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.7.20	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.7.20	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.7.20	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.7.20	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.7.20	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.8.13	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.8.13	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.11.28	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.11.28	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H30.12.26	R1.7.29	棄却	本件審査請求には理由がない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H31.2.12	R2.1.21	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H31.2.12	R2.1.21	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H31.2.12	R2.1.21	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H31.2.12	R2.1.21	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H31.2.12	R2.1.21	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H31.2.12	R2.1.21	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第206条第2項	審査請求	市長	本処分は審査請求人の行為に比して重きに過ぎるので誤りがある。	R2.11.4					審査中
青森県	弘前市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当について、全部不支給ではなく一部不支給とすることを求める。	R2.8.24					審理中
青森県	八戸市	第231条の3第5項	審査請求	市長	霊園管理料の督促処分に係る審査請求	R2.7.21					R2.8.5 取下げ

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
計	3団体	申立て	22件					却下 0件 棄却 19件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
宮城県	東松島市	第244条の4第1項	審査請求	市長	放課後児童クラブ利用不承認決定に係る処分の取消	H31.2.27					H31.3.30付け取下げ
計	1団体	申立て	1件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
栃木県	佐野市	第244条の4第1項	審査請求	市長	図書館の入館及び利用の禁止処分の取消しを求める。	H31.2.5	R1.5.8	却下	本審査請求の審査を行う間において、本審査請求に係る処分が、終了したため審査請求をする法律上の利益が消滅したため。		
計	1団体	申立て	1件					却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
埼玉県	さいたま市	第238条の7第1項	審査請求	市長	市民広場の行政財産目的外使用を不許可とした処分は、職権の逸脱又は濫用に当たる。	R1.6.7	R1.10.21	却下	市民広場利用希望日は過ぎており、回復すべき法律上の利益は失われている。		
埼玉県	さいたま市	第206条第2項	審査請求	市長	非違行為の内容及び程度と退職手当支給制限処分の不利益の重大性とが均衡を欠き、違法である。	R1.10.18	R2.12.4	棄却	非違行為の内容及び程度を総合的に検討した結果、処分は適法かつ相当である。	R3.2.22 出訴	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
埼玉県	川口市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	延滞金減免申請却下処分 の取り消しを求めるもの。	R1. 8. 22					
埼玉県	川口市	第206条 第2項	審査請求	市長	非違行為による退職手当不 支給処分（全額）は、裁 量権の逸脱又は濫用があ り違法であるため取り消 しを求めるもの。	R2. 8. 18					
埼玉県	所沢市	第244条の4 第1項	審査請求	市長	公の施設の利用承認取消 処分の取消しを求めるもの。	R2. 6. 12	R3. 1. 13	棄却	本件処分に比例原則 及び平等原則違反は なく、裁量権の範囲 を逸脱したものとは 認められない。		
埼玉県	春日部市	第244条の4 第1項	審査請求	市長	高齢者福祉センター（幸 楽荘）のお風呂の利用に ついて、利用時間の制限 処分行為、施設職員によ る暴力処分行為、タオル の使用禁止処分行為を受 けた。	R1. 5. 8	R2. 3. 27	却下	お風呂の利用時間の 制限、タオルの使用 禁止については、行 政指導の範疇であつ た。暴力処分はそれ を認める証拠はな い。また、暴力行為 そのものは公権力の 行使に当たらない。	R2. 9. 23出訴 R3. 5. 19 さいたま地方裁判 所 （内容：処分庁に よる却下の裁決の 取り消し等）	
埼玉県	春日部市	第244条の4 第1項	審査請求	市長	・高齢者福祉センター （幸楽荘）のお風呂の利 用について、利用時間の 制限処分行為を受けた。 これは、地方自治法第 244条第2項及び第3項に 違反し無効である。 ・また、請求人の権利を 侵害する重大な不利益処 分にあたるにもかかわらず、春日部市行政手続条 例に規定する手続がとら れておらず、重大かつ明 白な瑕疵がある。	R1. 8. 26	R2. 3. 27	却下	お風呂の利用時間の 制限、タオルの使用 禁止については、行 政指導の範疇であつ た。暴力処分はそれ を認める証拠はな い。また、暴力行為 そのものは公権力の 行使に当たらない。	R2. 9. 23出訴 R3. 5. 19 さいたま地方裁判 所 （内容：処分庁に よる却下の裁決の 取り消し等）	



都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
埼玉県	春日部市	第244条の4第1項	審査請求	市長	高齢者福祉センター（幸楽荘）のお風呂の利用について、利用時間の制限処分行為、タオルの使用禁止処分行為について、行政庁に対して、口頭により利用制限の無い幸楽荘の使用許可を申請したが、「許可」または「許可しない」との回答がないことが、行政庁の不作为に当たる。	R1. 8. 30	R2. 3. 27	却下	先に提起した審査請求と同様の趣旨であり、重複している。	R2. 9. 23出訴 R3. 5. 19さいたま地方裁判所 (内容：処分庁による却下の裁決の取り消し等)	
埼玉県	春日部市	第231条の3第5項	審査請求	市長	国民健康保険税滞納のため、給与のうち必要生活費を除いた金額が預金から差し押さえられたが、そこには給与以外の手当等が含まれていることから、処分の取り消しを求める。	H31. 1. 31					R2. 2. 15取り下げ
埼玉県	狭山市	第231条の3第5項	審査請求	市長	差押え処分の解除及び取り消し。	H31. 3. 7	R1. 8. 28	却下	差押えは適法に執行されている。また、本審査請求自体が不適法である。		
埼玉県	蕨市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の徴収に関する処分の一部取り消し	R1. 11. 29	R2. 12. 22	棄却	本件審査請求は、理由がない		
計	6団体	申立て	11件					却下 5件 棄却 3件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 4件	
千葉県	千葉市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料賦課決定処分の取消しを求めるもの	H30. 12. 9					H30. 12. 16取り下げ

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
千葉県	千葉市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当不支給処分取消を求めるもの	R1. 10. 11	R2. 6. 26	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、処分に違法・不当な点はない。		
千葉県	千葉市	第231条の3第5項	審査請求	市長	保護費等徴収金督促処分取消を求めるもの	R2. 8. 6	R2. 9. 29	却下	処分の取消しにより法律上の利益がなく不適法である。		R2. 9. 9処分取消し
千葉県	市川市	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	提出期限までに現況届を提出できなかったことによる児童手当法に基づく特例給付の支払を差し止める処分及び当該特例給付の支給を受ける権利が時効消滅したことの通知のそれぞれの取消しを求める。	H31. 1. 1	R1. 6. 12	却下	通知の取消しを求める審査請求は、不適法であり、却下を免れない。 また、審査請求人の一身上の都合により現況届を提出できなかったことは、法律上の障害とは言い難く、審査請求人の主張には理由はない。		
千葉県	市川市	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	県と係争中である里親委託解除を理由とする児童手当支給事由消滅通知による処分の取消しを求める。	R2. 2. 17					係争中
千葉県	市川市	第244条の4第1項	審査請求	市長	審査請求人以外の相続人が偽造した書類による申請について、当該審査請求人以外の相続人に対してなされた霊園の使用者の地位を承継することを許可する旨の処分の取消しを求める。	R2. 10. 8					係争中
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求めるもの	H30. 6. 26	H30. 12. 10	却下	審査請求期間を徒過して提起され、不適法なため却下する。		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求めるもの	H30. 6. 26	H30. 12. 10	却下	審査請求期間を徒過して提起され、不適法なため却下する。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求め るもの	H30.6.26	H30.12.10	却下	審査請求期間を徒過して提起され、不 適法なため却下する。		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求め るもの	H30.6.26	H30.12.10	却下	審査請求期間を徒過して提起され、不 適法なため却下する。		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求め るもの	H30.6.26	H30.12.10	却下	審査請求期間を徒過して提起され、不 適法なため却下する。		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求め るもの	H30.6.26	H30.12.10	却下	審査請求期間を徒過して提起され、不 適法なため却下する。		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求め るもの	H30.6.26	H30.12.10	却下	審査請求期間を徒過して提起され、不 適法なため却下する。		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求め るもの	H30.6.26	H30.12.10	棄却	違法または不当な点はなく棄却する。		
千葉県	船橋市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分の取消しを求め るもの	H30.6.26	H30.12.10	棄却	違法または不当な点はなく棄却する。		
千葉県	茂原市	第231条の3第5項	審査請求	市長	処分庁が過払いしたという意味が分からず、預貯金もないため、支払いは出来ない	R2.7.7	R3.3.25	処分取消	処分庁は、審査請求人に対し納入通知書による通知をしていないため、督促処分は、手続的な不備がある。		
千葉県	成田市	第229条第1項	審査請求	市長	農業集落排水処理施設の使用料の徴収に不服がある。	R1.11.26	R2.10.7	棄却			
千葉県	成田市	第255条の2第1項第2号	審査請求	千葉県	児童扶養手当支給停止処分の取消しを求め るもの	R1.11.26					

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
千葉県	佐倉市	第229条第1項	審査請求	市長	保育園の利用者負担額の算定に当たり、市は、市条例等に記載のない事由を考慮しており、当該事由を考慮して算定された利用者負担額は取り消されるべきである。	R2. 6. 12	R3. 3. 2	棄却	利用者負担額の算定方法は市条例等に沿った適法なものであり、違法・不当な点はない。		
千葉県	佐倉市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の算定に必要な水量認定が適切に行われておらず、請求された下水道使用料は過大であり、取り消されるべきである。	R2. 7. 17					R2. 11. 16審査請求取下げ
千葉県	香取市	第229条第1項	異議申立て	市長	農業集落排水処理施設使用料の徴収に関する処分が不当である。(基本使用料の取消し又は日割りを求める。)	R1. 6. 11	R. 1. 7	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められないため、棄却する。		
計	7団体	申立て	21件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	9件 6件 1件 0件 0件	提訴有り 0件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
東京都	中央区	第229条 第1項	審査請求	中央区長	(1)自身の自転車を置いた場所は、放置禁止区域外である。(2)そもそも放置禁止区域の案内が不十分である。(3)区職員に渡した3,000円は預託したにすぎない。以上につき、3,000円の返還を求め	R2. 4. 17	R2. 10. 29	棄却	(1)仮に所有者が自転車を放置禁止区域内に放置していなかったとしても、現に放置禁止区域内に放置してある以上、本区の条例の規定による撤去の要件は満たしている。(2)放置禁止区域は、表示板等により周知を行っており、不十分とはいえない。(3)放置自転車の撤去及び保管に係る手数料の納付義務は、当該事務が遂行され、区からの納付命令があれば発生するものである。領収書の交付を行っていることから、一時的に金銭を預かったものでないことは明らかである。以上のとおり本件審査請求には理由がない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
東京都	中央区	第244条の4第1項	審査請求	中央区長	(1)過去6年間にわたり、全長5mを超える同一の自動車につき、区営の定期駐車利用の承認を受けている。(2)今回の定期駐車利用の申請についても窓口で直接行っているにもかかわらず、その場で不承認となる旨を伝えられていない。以上につき、定期駐車利用不承認処分の取消しを求める。	R2. 4. 15	R2. 12. 11	棄却	(1)本区の条例の規定では、区営の駐車場を利用できる自動車は全長5m以下と定められており、審査請求人への案内文にもその旨を記載している。また、申請の翌日に、区職員から審査請求人に対し、条例の規定に該当しないことを理由に不承認になる旨の連絡を行っていることから、定期駐車利用の申請をした者の間における平等、公平という要請を犠牲にしてもなお、民法上の信義則を適用すべき特別の事情があるとはいえない。 (2)申請当日に、受付窓口において直ちに審査を行い、公的見解を口頭で案内しなければならない法的義務までは認められない。 以上のとおり本件審査請求には理由がない。		
東京都	文京区	第244条の4第1項	審査請求	区長	定期利用制自転車駐車場の利用登録を不承認とする処分の取消しを求める。	R1. 5. 23	R2. 2. 26	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められない。		
東京都	台東区	第244条の4第1項	審査請求	台東区長	高齢者住宅の入居資格に関する審査請求	R2. 2. 26	R2. 11. 9	棄却	本件処分は法令及び本件審査基準に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
東京都	目黒区	第255条の2第1項第2号	審査請求	区長	生活保護法に基づく転居申請に対する不作為	R1.11.5	R2.8.4	却下	不作為庁が申請に対する処分を行ったため。		
東京都	大田区	第206条第2項	審査請求	区長	退職手当支払差止処分の取消しを求める。	R1.8.19					R1.11.11 取下げ
東京都	中野区	第229条第1項	審査請求	中野区長	区政情報公開決定に係る区政情報の公開に関する事務手数料約173万円余の徴収処分を取り消し、当該手数料を300円とする旨の裁決を求める。	R2.1.8					R3.4.1時点で 審理中
東京都	豊島区	第206条第2項	審査請求	豊島区長	本件に先立つ懲戒免職処分は違法であるため本件退職手当支給制限処分も違法であり取消しを求める。	R1.6.14					R3.3.31現在、 裁決または決定が 出ていない
東京都	豊島区	第244条の4第1項	審査請求	豊島区長	図書館の利用制限は違法な行政処分であり取消しを求める。	R2.8.7	R2.9.23	却下	審査請求の対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」が存在せず不適法		
東京都	江戸川区	第231条の3第5項	審査請求	江戸川区長	生活保護法63条に基づく返還金に係る督促処分が不服である。	H30.6.7					取下げ
計	8団体	申立て	10件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	2件 4件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
東京都	三鷹市	第244条の4第1項	審査請求	市長	公の施設に関する使用計画の決定を取り消すとの裁決を求める。	R2.3.2	R3.3.19	却下	本件計画決定に処分性が認められないため。		
東京都	東大和市	第244条の4第1項	審査請求	市長	中央公民館長が行った公民館への掲示物掲示申請に対する拒否処分の取消しを求める。	R3.2.26					審理中である。

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
東京都	多摩市	第238条の7第1項	審査請求	市長	社会福祉協議会に対し、市教育委員会が管理する公民館の一部を、使用料を徴収せず、使用許可処分したことは不当である。本件処分の取消を求める。	R1. 5. 23	R1. 6. 17	却下	審査請求人は本件処分について審査請求をすることができる者にあらず、本件審査請求は不適法である。		
東京都	多摩市	第238条の7第1項	審査請求	市長	社会福祉協議会に対し、市が管理する総合福祉センターの一部を、使用料を徴収せず、使用許可処分したことは不当である。本件処分の取消を求める。	R1. 5. 23	R1. 6. 17	却下	審査請求人は本件処分について審査請求をすることができる者にあらず、本件審査請求は不適法である。		
計	3団体	申立て	4件					却下 3件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
神奈川県	横浜市	第231条の3第5項	審査請求	市長	生活保護費の返納の督促処分は不当であるため、督促処分の取消しを求める。	H30. 1. 26	H30. 10. 18	却下	審査請求書の副本の提出を命じたが、期間内に提出がなかったため、不適法である。		※前回調査時に記載漏れのため、今回記載
神奈川県	横浜市	第229条第1項	審査請求	市長	審査請求人の土地の状況を考慮せずに、一律に道路占用料を算定したのは不合理であり、道路占用料の基準額の算定方法も不明確であるため、本件処分は不当であり、変更を求める。	H30. 7. 5	R1. 10. 2	棄却	道路占用料の額は、横浜市道路占用料条例に基づき適法かつ正当に算定されており、本件処分に違法又は不当な点はない。		



都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
神奈川県	横浜市	第238条の7 第1項	審査請求	市長	駐車場目的外使用許可申請を行った庁舎内の場所は、車寄せとしては使用されておらず、不許可処分は、障害者雇用促進法及び障害者差別解消法の趣旨に反しているため、不許可処分の取消しを求める。	H30.7.10					取下げ (H31.3.6)
神奈川県	横浜市	第229条 第1項	審査請求	市長	駐車場目的外使用不許可処分は違法であり取り消されるべきであるから、その使用料の減免不許可処分もあわせて取消しを求める。	H30.7.10					取下げ (H31.3.6)
神奈川県	横浜市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	督促処分に係る請求額は、年金収入認定により、本来受給すべき生活保護費の額から既に控除されており、控除された後の生活保護費が審査請求人名義の口座に振り込まれているため、督促処分の取消しを求める。	H30.9.25	R1.10.2	棄却	横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例で定めるところにより督促の手續がなされており、審査請求人の主張する事実も認められないことから、本件処分に違法又は不当な点はない。		
神奈川県	横浜市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	督促処分に係る請求額は、年金収入認定により、本来受給すべき生活保護費の額から既に控除されており、控除された後の生活保護費が審査請求人名義の口座に振り込まれているため、督促処分の取消しを求める。	H30.9.25	R1.10.2	棄却	横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例で定めるところにより督促の手續がなされており、審査請求人の主張する事実も認められないことから、本件処分に違法又は不当な点はない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
神奈川県	横浜市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	督促処分は生活保護法の趣旨に反するとともに、生活保護費の返還金に加えて延滞金も督促しており不当であるため、督促処分の取消しを求める。	H30. 10. 25					取下げ (R1. 8. 11)
神奈川県	横浜市	第229条 第1項	審査請求	市長	使用料の算定に利用したメーターは別の目的で設置されたものであり下水道使用料の算定に使用するのは不適切であって不当であるため、下水道使用量徴収処分の取消しを求める。	H30. 12. 7	R2. 9. 28	棄却	計測に利用したメーターは使用水量を正確に計量されており、また審査請求人は使用水量と汚水との差が著しく異なるとして申告もしていないから、本件処分に違法又は不当な点はない。		
神奈川県	横浜市	第229条 第1項	審査請求	市長	道路占用料について、公平性を欠く方法により算定されたこと及び固定資産税評価額の改定を理由に根拠の説明もなく増額されたことは、違法又は不当であり、道路占用料の徴収処分の取消しを求める。	R1. 7. 10	R2. 9. 25	棄却	道路占用料の額は、道路法及び道路占用料条例に基づき適正に行われているため、本件処分に違法又は不当な点はない。		
神奈川県	横浜市	第229条 第1項	審査請求	横浜市長	道路占用料について、算定方法は違法又は不当であり、道路占用料の徴収処分の取消しを求める。	R2. 7. 7					審議中
神奈川県	鎌倉市	第238条の7 第1項	審査請求	市長	庁舎内行為許可申請に対する不許可決定処分とその理由の取消しを求めるもの。	H30. 9. 7	R1. 9. 19	却下	許可申請に係る庁舎内行為日は経過していることから取消しの訴えの法的利益は認められない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
神奈川県	鎌倉市	第238条の7第1項	審査請求	市長	庁舎内行為許可申請に対する不許可決定処分とその理由の取消しを求めるもの。	H30.11.29	R1.9.19	却下	許可申請に係る庁舎内行為日は経過していることから取消しの訴えの法的利益は認められない。		
神奈川県	茅ヶ崎市	第244条の4第1項	審査請求	指定管理者	公の施設の利用に関する処分の取り消しを求める。	H31.3.8	R1.9.30	棄却	処分庁が定めた公の施設の利用の手引きの内容には、合理性があり、また、当該手引きに基づいて適正に処理されたことが認められる。		
神奈川県	茅ヶ崎市	第244条の4第1項	審査請求	指定管理者	公の施設の利用に関する処分の取り消しを求める。	H31.3.8	R1.9.30	棄却	処分庁が定めた公の施設の利用の手引きの内容には、合理性があり、また、当該手引きに基づいて適正に処理されたことが認められる。		
計	3団体	申立て	14件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	3件 7件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
石川県	中能登町	第74条の2第4項	異議の申出	選挙管理委員会	選挙無効の決定を求める。	H30.7.9	H30.7.25	却下	違法又は不当な点が認められないため。		
計	1団体	申立て	1件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 0件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
岐阜県	岐阜市	第244条の4第1項	審査請求	市長	市営住宅の入居申込みを受理されなかった。	H30.4.10	H31.4.4	却下	処分についての申請（入居申込み）が存在せず不合法		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
岐阜県	岐阜市	第206条第2項	審査請求	市長	懲戒免職処分により退職手当が支給されなかった。	R1. 10. 25	R2. 9. 23	棄却	本件処分に違法等はなく、審査請求には理由がない。		
計	1団体	申立て	2件					却下 1件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
静岡県	静岡市	第244条の4第1項	審査請求	静岡市長	①公の施設を優先して利用することができる団体として認めない旨を決定した処分の取消し、②指定管理者が定めた内規の廃止及び③指定管理者が当該内規を定めたことによって生じた損害の賠償等を命ずることを求めたもの	H30. 7. 31	H30. 10. 5	却下	審査請求のうち、①を求める部分は、存在していると認められない処分の取消しを求めるものであり、また、②及び③を求める部分は、審査庁に対して求めることができない裁決を求めるものであるから、いずれも不適法であって補正することができない。		
計	1団体	申立て	1件					却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
愛知県	名古屋市	第238条の7第1項	審査請求	市長	行政財産の使用許可処分及び使用不許可処分の取消しを求める。	H30. 6. 27	H31. 3. 18	棄却	処分に違法性又は不当な点は認められない。		
愛知県	名古屋市	第238条の7第1項	審査請求	市長	行政財産の使用許可処分及び使用不許可処分の取消しを求める。	H30. 12. 26	R2. 3. 16	棄却	処分に違法性又は不当な点は認められない。		
愛知県	刈谷市	第229条第1項	審査請求	市長	保育料の変更決定処分及び徴収処分の取消しを求める。	R2. 3. 16	R2. 6. 19	棄却	保育料変更決定通知の変更適用年月日に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
愛知県	西尾市	第229条第1項	審査請求	市長	西尾市長が審査請求人に対して行った一般廃棄物処理手数料減免不承認決定処分を取り消すとの裁決を求める。 (理由)承認しない理由に「減免理由を証明する書類が添付されていない」としているが、口頭では電話及び面接時に何度も説明している。どのような書類を提出したらよいかの教示もなく、「町内会長の判をもらってきてください」との指示だけで、追加の請求や補正を求められることもなかった。	R1. 11. 27	R2. 6. 10	棄却	手数料の減免申請については、西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則により、単に申請書を提出するだけでなく、減免理由の存在を明らかにする書類を添付する必要があるが、本件では、審査請求人はその書類を添付することなく申請書のみを提出し退庁していることから、添付書類がない以上、処分庁において、手数料の減免の可否について判断することができないため、手数料減免不承認とした本件処分は妥当である。		
愛知県	新城市	第238条の7第1項	審査請求	商工政策課	つげの活性化ヴィレッジ使用期間延長許可却下を取消し、許可を求める。	R1. 11. 15					取下げ
愛知県	新城市	第255条の2第1項第2号	審査請求	商工政策課	先端設備等導入計画の不認定を取消し、認定を求める。	R2. 12. 1					
計	4団体	申立て	6件					却下 0件 棄却 4件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
三重県	名張市	第231条の3第5項	審査請求	市長	住宅地汚水処理施設分担金並びにその督促手数料及び延滞金に係る差押処分の取消しを求める。	H30. 11. 5	H31. 2. 6	却下	審査請求人は不服申立人適格を欠いており、不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
三重県	名張市	第231条の3第5項	審査請求	市長	住宅地汚水処理施設分担金並びにその督促手数料及び延滞金に係る差押処分の取消しを求める。	H30.11.5	H31.2.6	却下	審査請求人は不服申立人適格を欠いており、不適法である。		
三重県	名張市	第231条の3第5項	審査請求	市長	住宅地汚水処理施設分担金及びその督促手数料に係る差押処分の取消しを求める。	R1.9.15	R2.1.8	却下	審査請求人は不服申立人適格を欠いており、不適法である。		
三重県	名張市	第231条の3第5項	審査請求	市長	住宅地汚水処理施設分担金並びにその督促手数料及び延滞金に係る差押処分の取消しを求める。	R1.10.2	R2.2.3	却下	審査請求人は不服申立人適格を欠いており、不適法である。		
計	1団体	申立て	4件					却下 4件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
滋賀県	大津市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分の取消しを求める。	H31.1.8	R2.6.12	棄却	本件処分について、社会通念上著しく妥当性を欠き、処分庁の裁量権を逸脱し、又は濫用したものと認められず、本件審査請求には理由がない。	R2.7.29 提訴	
滋賀県	大津市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料徴収処分の取消しを求める。	R2.9.8					取下げ
滋賀県	米原市	第229条第1項	審査請求	市長	水道・下水道使用料の減免適否決定に対する不服申立て	H30.3.26					取下げ

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
計	2団体	申立て	3件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
京都府	城陽市	第244条の4第1項	審査請求	城陽市長	入所保留決定の処分取り消し。	R2. 3. 24	R2. 11. 5	却下	審査請求人の主張にはいずれも理由が無い。		
計	1団体	申立て	1件					却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	審査請求人の金銭取得は法律の根拠に基づくものであり、不当利得ではない。	R1. 10. 16	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R1. 10. 16	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R1. 12. 17	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R1. 12. 17	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2. 2. 10	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2. 2. 10	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2. 4. 10	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2. 4. 10	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2. 6. 26	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2. 9. 1	審査中				

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2.9.1	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2.10.19	審査中				
大阪府	大阪市	第231条の3第5項	審査請求	市長	同上	R2.10.19	審査中				
大阪府	堺市	第231条の3	審査請求	市長	違法で取り消されるべき返還処分を前提になされた督促処分である。	H30.11.20	審査中				
大阪府	堺市	第231条の3	審査請求	市長	違法で取り消されるべき返還処分を前提になされた督促処分である。	H31.4.2	審査中				
大阪府	豊中市	第231条の3第5項	審査請求	市長	解散した法人に対する滞納処分は無効である。	H30.5.15	H30.12.3	却下	処分の取消しを求める法律上の利益を有していない。		
大阪府	枚方市	第229条第1項	審査請求	市長	給水停止予告通知書についての不服。	R3.2.19	R3.3.15	却下	行政不服審査法に基づく審査請求の前提たる行政処分に該当するものではないことから、本件審査請求は不適法である。		
大阪府	枚方市	第231条の3第5項	審査請求	市長	水道料金に対する減免を十分に受けられていない中で、未納となっている水道料金について納付の催告を受けたことに対する不服。	R3.3.12	R3.4.8	却下	本件催告は、行政不服審査法に基づく審査請求の前提たる行政処分に該当するものではないことから、本件審査請求は不適法である。		
大阪府	枚方市	第255条の2第1項第2号	不服申立て	市長	精神障害者保健福祉手帳の等級を3級と決定した処分に不服がある。	R1.11.15	R3.5.12	棄却	処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は理由がない。		
大阪府	東大阪市	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当を受ける権利の時効完成に伴う消滅処分の取り消し	H31.1.7	R2.9.4	棄却	審査請求の理由なし		



都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
大阪府	東大阪市	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取り消し	R2. 8. 22	裁決未				
大阪府	忠岡町	第244条の4第1項	審査請求	町長	使用の不許可処分は不適當である。	R2. 2. 21	R3. 3. 2	棄却	本件処分は裁量権の範囲内である。また、申立の利益は消滅している。		
大阪府	岬町	第244条の4第1項	審査請求	町長	利用方法について	H30. 3. 1					
大阪府	岬町	第244条の4第1項	審査請求	町長	利用方法について	H30. 12. 12					
計	7団体	申立て	24件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	3件 3件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
兵庫県	神戸市	第206条第2項	審査請求	神戸市長	一般の退職手当等の全部を支給しないとする処分を取り消すとの裁決を求める。	R2. 3. 2					審理継続中
兵庫県	伊丹市	第255条の2第1項第2号	審査請求	市長	生活保護法第78条に基づく費用返還決定に対する不服	R2. 2. 13					審査中
兵庫県	伊丹市	第255条の2第1項第2号	審査請求	市長	生活保護法第78条に基づく費用返還決定に対する不服	R2. 11. 26					審査中
計	2団体	申立て	3件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 0件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料免除不承認処分の取り消し、免除を命ずる処分を求める。	H30.7.24	H31.4.24	棄却	免除理由がないとする処分庁の判断に違法不当なない。	R1.10.25出訴 R2.12.17奈良地裁判決(却下) R3.1.4大阪高裁へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	H30.9.6	H31.4.24	棄却	審査請求に理由がない。		一部(水道料金に係る部分)却下
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料督促処分の取消を求める。	H30.9.13	H31.4.24	棄却	審査請求に理由がない。		一部(水道料金に係る部分)却下
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	H30.10.5	H31.4.24	棄却	審査請求に理由がない。		一部(水道料金に係る部分)却下
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料督促処分の取消を求める。	H30.11.16	H31.4.24	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	H30.11.16	H31.4.24	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	H30.12.4	R1.6.3	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	手数料免除申請不承認処分の取消を求める。	H30.12.10	R1.6.5	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R1.12.6出訴 R2.12.17奈良地裁判決(却下) R3.1.4大阪高裁へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料督促処分の取消を求める。	H30.12.12	R1.6.3	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H30.12.12	R1.6.3	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H30.12.12	R1.6.3	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	H31.1.4	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料督促処分の取消を求める。	H31.1.9	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.1.9	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.1.9	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.2.5出訴 R3.2.25奈良地裁判決 (理由不備により取消) R3.3.10大阪高裁へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	H31.2.5	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.2.5	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.2.5	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.2.5出訴 R3.2.25奈良地裁判決 (理由不備により取消) R3.3.10大阪高裁へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料督促処分の取消を求める。	H31.2.12	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.2.12	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.2.12	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.2.5出訴 R3.2.25 奈良地裁判決 (理由不備により取消) R3.3.10大阪高裁へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.2.20	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.2.20	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.2.5出訴 R3.2.25 奈良地裁判決 (理由不備により取消) R3.3.10大阪高裁へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	H31.3.6	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料督促処分の取消を求める。	H31.3.6	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.3.6	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	H31.3.6	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.2.5出訴 R3.2.25 奈良地裁判決 (理由不備により取消) R3.3.10大阪高裁へ控訴	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	H31.3.14	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	H31.3.14	R1.8.7	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.2.5出訴 R3.2.25 奈良地裁判決 (理由不備により 取消) R3.3.10大阪高裁 へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料 納入通知処分の取消を求め る。	H31.4.4	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	H31.4.9	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	H31.4.9	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料 督促処分の取消を求め る。	H31.4.9	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料 納入通知処分の取消を求め る。	H31.4.26	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金 督促処分の取消を求め る。	R1.5.14	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.5.20	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.5.29	R1.10.21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								却下	要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R1. 5. 23	R1. 10. 21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 5. 29	R1. 10. 21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 5. 29	R1. 10. 21	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 6. 12	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 6. 12	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2. 6. 25出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R1. 7. 5	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R1. 7. 12	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 7. 12	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 7. 12	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2. 6. 25出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 7. 16	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 7. 16	R1. 12. 26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2. 6. 25出訴 奈良地裁	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1.8.2	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1.8.2	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.6.25出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R1.8.7	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料免除申請請不承認処分を取り消し、免除を求める。	R1.8.7	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.6.16出訴 R3.3.2 奈良地裁判決 (却下) R3.3.15大阪高裁へ控訴	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R1.8.13	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1.8.13	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.6.25出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1.8.13	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1.8.21	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1.8.21	R1.12.26	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.6.25出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R1.9.2	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R1.9.2	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.2	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.2	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.9.23出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.2	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.2	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.9.23出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求め る。	R1.9.19	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求め る。	R1.9.19	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.19	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.19	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.19	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.9.23出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.19	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2.9.23出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R1.9.27	R2.3.23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		



都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 9. 27	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2. 9. 23出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R1. 11. 7	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R1. 11. 13	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 11. 13	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 11. 13	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2. 9. 23出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 11. 20	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 11. 20	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R2. 9. 23出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R1. 12. 3	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R1. 12. 3	R2. 3. 23	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R1. 12. 24	R2. 4. 13	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 12. 24	R2. 4. 13	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R1. 12. 24	R2. 4. 13	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2. 1. 10	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2. 2. 14	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 2. 14	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 2. 14	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R2. 2. 25	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 2. 25	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 2. 25	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 3. 12	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 3. 12	R2. 10. 12	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R2. 4. 9	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 4. 9	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 4. 9	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 4. 14	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 4. 14	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 5. 19	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 5. 19	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求め る。	R2. 5. 19	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 5. 28	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 5. 28	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R2. 6. 17	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。	R3. 4. 12出訴 奈良地裁	
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求め る。	R2. 6. 17	R2. 10. 22	却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R2.7.8		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2.7.8		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2.7.15		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2.7.15		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料免除等申請不承認処分の取消を求める。	R2.7.15		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2.8.5		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R2.8.5		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2.9.30		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2.10.15		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2.10.15		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2.11.10		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 11. 10		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2. 11. 10		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R2. 11. 19		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2. 12. 3		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 12. 7		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 12. 7		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R2. 12. 17		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R2. 12. 17		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 12. 21		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R2. 12. 21		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R3. 1. 21		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 1. 21		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 1. 21		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 1. 26		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 1. 26		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 2. 25		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R3. 2. 25		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金・下水道使用料納入通知処分の取消を求める。	R3. 2. 25		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 2. 25		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料・下水道使用料金督促処分の取消を求める。	R3. 3. 18		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 3. 24		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料支払猶予申請不承認処分の取消を求める。	R3. 3. 24		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R3. 3. 24		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	奈良市	第229条第1項	審査請求	市長	水道料金支払猶予申請不承認処分の取消を求め る。	R3. 3. 24		却下	審査請求権の濫用として不適法である。		
奈良県	大和郡山市	第231条の3第5項	審査請求	市長	市長が行った差押処分は、消滅時効により権利が消滅しているため、取立金を返還されたい。	H30. 10. 21	H31. 2. 28	却下	地方税の徴収権の時効は、民法の規定が準用される。それに照らすと、審査請求の段階では時効を援用することができない。		
奈良県	川西町	第231条の3第5項	審査請求	町長	町が実施した給水停止処分に違法性・不当性がある。	H30. 10. 22	R2. 3. 11	却下	本件審査請求は不適法であって補正することができない。	R2. 5. 14 再審査請求 提起 R2. 5. 5. 26 却下 R2. 6. 5 再審査請求 提起 R2. 6. 23 却下 R2. 7. 2 再審査請求 提起 R2. 7. 8 却下	
奈良県	川西町	第229条第2項	審査請求	町長	町が提示した連絡文書についての説明。	H30. 11. 15	H30. 12. 20	却下	本件審査請求は不適法であって補正することができない。		
奈良県	川西町	第229条第2項	審査請求	町長	町が発行した収納証明書の内容の訂正及び収納証明書発行手数料の返金。	H30. 12. 25	H31. 1. 18	却下	本件審査請求は不適法であって補正することができない。		
奈良県	川西町	第229条第2項	審査請求	町長	町が実施した差押処分の取消。	R1. 7. 16	R1. 7. 31	却下	本件審査請求は不適法である。		
計	3団体	申立て	143件					却下 139件 棄却 4件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 31件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
鳥取県	鳥取市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当支払差止処分を取り消す裁決を求める。	R2. 8. 25	R3. 5. 24	却下	退職手当支給制限処分が行われた後は、処分の取消を求める法律上の利益が存在しない。		
鳥取県	境港市	第255条の2第1項第2号	異議申立て	下水道課	申請に対する不承認の処分理由に違法性がある。	R2. 8. 3	R3. 4. 21	棄却	取消を免れないほどの不備は認められない。		
計	2団体	申立て	2件					却下 1件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
岡山県	玉野市	第231条の3第5項	審査請求	玉野社会福祉事務所	生活保護法第78条に基づく徴収金の決定処分	R2. 7. 17	R3. 2. 12	棄却	審査請求人の主張には理由が認められない。		
岡山県	玉野市	第231条の3第5項	審査請求	玉野社会福祉事務所	生活保護法第78条に基づく徴収金の決定処分	R2. 8. 21					現在進行中
計	1団体	申立て	2件					却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
広島県	福山市	第229条第1項	審査請求	市長	公共用水路の使用許可に伴い発生した溝渠使用料の負担の免除を求める。	H30. 4. 18	H30. 10. 10	棄却	溝渠使用料納入通知書による処分は、適法であり、不当とは言えない。		
広島県	福山市	第229条第1項	審査請求	市長	市営駐車場の駐車料金が高額であり、減額を求める。	R1. 5. 20	R1. 12. 26	棄却	条例自体の合理性を判断することはできない。また、本件において法規違反は認められない。		



都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
広島県	福山市	第229条第1項	審査請求	市長	市立大学の授業料の減免が不承認とされた処分の取消しを求める。	R1.6.3	R1.12.24	棄却	本件処分は適法かつ妥当であり、提出書面から、減免すべき事情の有無を考慮することができない。		
計	1団体	申立て	3件					却下 0件 棄却 3件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
山口県	山口市	第238条の7第1項	審査請求	市長	不許可処分に根拠条項の記載がなく、行政手続法に違反している。	R2.6.12					R2.10.7 取下げ
山口県	周南市	第206条第2項	不服申立て	市長	退職手当等の全部を不支給とする処分は不当なものとして取り消されるべきである。	R2.12.27					手続中
計	2団体	申立て	2件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
徳島県	徳島市	第206条第2項	審査請求	市長	懲戒免職処分に伴う、一般の退職手当等の全部を不支給とする処分について、取り消しを求めるもの。	R1.5.9	43915	却下	本件処分の取消しを求める法律上の利益があるとはいえない。		
徳島県	徳島市	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	特別障害者手当認定請求却下に関する処分の取り消し	R2.11.26					特別児童扶養手当等の支給に関する法律第39条の2が根拠

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
計	1団体	申立て	2件					却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
香川県	高松市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	高松市長	生活保護法第78条に基づ く処分に係る審査請求	H30.6.12	H30.6.28	却下	審査請求は不適法で あり却下する。		
香川県	高松市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	高松市長	生活保護法第78条に基づ く処分に係る審査請求	H31.1.12	R2.2.4	却下	審査請求の利益がなく 不適法であり却下 する。		
香川県	坂出市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	坂出市長	児童福祉法第57条の2第2 項に基づく返還金及び加 算金の徴収に対する審査 請求	H30.6.29					R1.5.9 審査請求人 の破産手続 開始に伴い 中断
計	2団体	申立て	3件					却下 2件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
高知県	高知市	第238条の7 第1項	審査請求	高知市長	運動場市利用申込の不許 可とする処分は違法・不 当である	R1.6.28	R2.3.23	処分取消	本件処分は、条例及 び規則の規定に違反 するものではなく、 また、処分庁の裁量 権を逸脱するものと はいえないが、高知 市行政手続条例第5 条第3項に違反する ものであり、違法な 処分であるといえ る。		左記2件は 併合審理し たものであ る

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
高知県	高知市	第238条の7 第1項	審査請求	高知市長	運動場市利用申込の不許可とする処分は違法・不当である	R1. 6. 28	R2. 3. 23	処分取消	本件処分は、条例及び規則の規定に違反するものではなく、また、処分庁の裁量権を逸脱するものとはいえないが、高知市行政手続条例第5条第3項に違反するものであり、違法な処分であるといえる。		左記2件は併合審理したものである
高知県	安芸市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	平成29年度市民税・県民税課税処分及び督促処分は論理的な根拠に基づく説明が無く公平性の観点から納得できないため	H30. 4. 19	H30. 8. 23	棄却	審査請求人は、地方税法第24条第1項第2号及び第294条第1項第2号並びに安芸市市税条例第23条第1項第2号並びに高知県税条例第32条第1項第2号に規定する市民税・県民税の納税義務者に該当するため、これらの規定に基づく本件処分に違法及び不当な点は認められない。本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求のうち、課税処分に係る審査請求については不適法であり、督促処分に係る審査請求については理由がないことから、行政不服審査法第45条の規定により、主文のとおり裁決する。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
高知県	香美市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	市長	生活保護法 第78条処分に対する審査 請求	H30.5.22	H30.7.12	却下	審査請求に利益がない		
計	4団体	申立て 4件						却下 1件 棄却 1件 処分取消 2件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
福岡県	中間市	第229条 第1項	審査請求	市長	受益者負担金にかかる預 金差押えを取り消し、不 動産差押えに変更するこ とを求める。	H31.3.20	R1.10.4	却下	既に消滅した処分に対 して行われた審査請 求であり、法律上の利 益を欠く不適法なも のである		
福岡県	古賀市	第229条 第1項	審査請求	市長	保育料の決定処分につ いて不服がある。	H30.5.28	H31.3.29	棄却	適正な処分であり違 法又は不当な点は認 められない。		
福岡県	糸島市	第244条の4 第1項	審査請求	市長	放課後児童クラブ入所不 承諾決定処分に対する不 服	R2.2.25					R2.5.14取下 げ
計	3団体	申立て 3件						却下 1件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
長崎県	長崎市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	滞納処分（預金差押）の 執行について不当による 取り消しを求める。	H30.11.19	H31.4.26	却下	不服申立ての利益を 欠き不適當である。		
長崎県	長崎市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	滞納処分（預金差押）の 執行について不当による 取り消しを求める。	H30.11.24	R1.5.10	却下	不服申立ての利益を 欠き不適當である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
長崎県	長崎市	第231条の3第5項	審査請求	市長	滞納処分（預金差押）の執行について不当による取り消しを求める。	R2. 12. 6	審査中				
長崎県	佐世保市	第229条第1項	審査請求	市長	利用者負担額変更決定通知について取消しを求める。	R1. 9. 3	R1. 10. 1				取下げ
長崎県	佐世保市	第238条の7第1項	審査請求	市長	行政財産の目的外使用許可について取消しを求める。	R2. 9. 24	R3. 2. 15	却下	審査請求人は法律上の利益を有する者でなく、不適法なものである。		
長崎県	佐世保市	第238条の7第1項	審査請求	市長	行政財産の目的外使用許可の変更許可処分について取消しを求める。	R3. 1. 21	R3. 2. 15	却下	審査請求人は法律上の利益を有する者でなく、不適法なものである。		
計	2団体	申立て	6件					却下 4件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
熊本県	熊本市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当の支給制限処分について、その取消しを求めるもの	H30. 10. 9					
熊本県	荒尾市	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当の一時差止に対する不服	H30. 11. 8	R1. 8. 13	処分取消	原処分は違法である。		
計	2団体	申立て	2件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
大分県	中津市	第206条第2項	審査請求	市長	審査請求人が行った行為は、退職手当返納命令処分をすべき行為に該当しない。	R1. 11. 15	R2. 3. 31	棄却	審査請求人が行った行為は本件処分をすべき行為に該当し、本件処分は適法である。		
計	1団体	申立て	1件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
鹿児島県	鹿児島市	第229条第1項	審査請求	鹿児島市長	下水道使用料の減額決定に関する処分は架空請求に基づくものである。	R1. 10. 1	R2. 3. 9	棄却	減額の算定方法及び金額に違法な点はなく、審査請求人が主張する事実があることを裏付ける証拠も認められない。		
計	1団体	申立て	1件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
沖縄県	うるま市	第244条の4第1項	審査請求	市長	入居企業の不許可処分	R2. 1. 29					取下げ
沖縄県	北谷町	第244条の4第1項	審査請求	市長	公の施設の使用許可処分の変更を求める。	R1. 7. 26	R1. 8. 26	却下	審査請求期間経過後の請求である。		
計	2団体	申立て	2件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 0件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
合計	80団体	申立て	308件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	184件 63件 4件 0件 0件	提訴有り 37件	

イ 審決の申請の事例

都道府県名	該当条項	審決申請の要旨	申請年月日	審決年月日	審決の結果		提訴の内容	備考
						要旨		
静岡県	第255条の4	申請人が沼津市長に対して行った審査請求に対し、市長が行った却下の採決の取消を求めるもの。	H30.4.17	H30.7.17	却下	市長が行った却下の採決は、行政不服審査法に基づき行われた処分であり、地方自治法に基づき行われたものではないため、審決の対象となる処分に当たらない。		
合計		申請 1件			却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件			